

市川市成人式企画運営等業務委託公募型プロポーザル応募要領

1 趣旨

この要領は、「市川市成人式企画運営等業務委託」について、プロポーザル方式により受託者を選考するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

市川市では、新成人の新たな門出を祝い励ますとともに、大人になったことの自覚を促すことを目的として、「新成人の集い」（成人式）を開催している。

令和４年度は、市川市文化会館（市川市大和田１－１－５）での開催を前提とした企画提案を求めるが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、新成人を会場に集めない形での開催プランの提案を併せて公募型プロポーザル方式により公募するもの。

3 業務概要

（１）業務名

市川市成人式企画運営等業務委託

（２）業務内容

別紙「市川市成人式企画運営等業務委託公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

（３）履行期間

契約日の翌日から令和５年２月１７日（金）まで

（４）提案上限額

5,420,000 円（消費税相当額 10%を含む）を上限とする。

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、また、提案金額は、この提案上限額を超えてはならない。

4 参加資格

プロポーザル申請日現在において、以下の要件を満たすものとする。

（１）市川市入札参加業者適格者名簿に登録している者。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、プロポーザルに参加できないものとする。

ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本業務の公告日前６か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

ウ) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者

- エ) この公告日から候補者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は指名除外を受けている者
- オ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- カ) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）がプロポーザル参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
- キ) プロポーザルに参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ク) 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和 50 年 12 月 13 日施行）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

5 スケジュール

公告	令和 4 年 8 月 1 日（月）
質疑書受付期限	令和 4 年 8 月 3 日（水）
質疑書に対する回答	令和 4 年 8 月 4 日（木）（予定）
参加申込提出期限	令和 4 年 8 月 9 日（火）
資格審査結果通知	令和 4 年 8 月 10 日（水）
企画書提出期限	令和 4 年 8 月 18 日（木）
プレゼンテーション	令和 4 年 8 月 22 日（月）（予定）
結果通知発送	令和 4 年 8 月 23 日（火）（予定）

6 参加申込及び企画提案書等提出

参加希望者は、以下の書類を提出し、参加申込みを行うものとする。

（1）提出書類・提出部数・提出期限

提出書類	部数	提出期限
① 参加申込書（様式 1）	原本 1 部	令和 4 年 8 月 9 日（火）
② 誓約書・委任状（様式 2）		
③ 事業者概要（様式 3）		
④ 業務実績調書（様式 5）	写し 7 部	
⑤ 様式 5 を証するもの		
⑥ 企画提案書（様式任意）	原本 1 部 写し 11 部	令和 4 年 8 月 18 日（木）

⑦ 見積内訳書（様式6）	原本 1部 写し 11部	
--------------	-----------------	--

（2）提出方法

提出は、事前に連絡のうえ持参すること。なお、受付は開庁日の午前9時から午後5時（8月18日（木）は午後3時）までとする。なお、提出場所は以下に記載の通りとする

市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所第2庁舎4階

市川市教育委員会生涯学習部 社会教育課

（3）質疑及び回答

ア) 質疑の提出方法

質疑書（様式4）により、事務局あてに電子メールにより提出すること。

メールアドレス：seijinshiki@city.ichikawa.lg.jp

イ) 質疑受付期間

令和4年8月1日（月）から令和4年8月3日（水）午後5時まで

ウ) 回答方法

- ・本市公式 Web サイトに掲載する。
- ・回答の内容は、本要領及び仕様書の追加または修正事項とみなす。
- ・再質疑は認めないものとする。

（4）参加申込期間

令和4年8月1日（月）から令和4年8月3日（水）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（5）資格審査結果通知

提出された参加申込書類を審査し、審査結果を令和4年8月10日（水）に参加申込書に記載された電子メールアドレスに送信する。

（6）企画提案書及び見積内訳書

事前に連絡のうえ、令和4年8月18日（木）午後3時までに持参すること。

7 提出書類の記入方法

（1）業務実績調書（様式5）

ア) 業務の実績として、以下のいずれかに該当するものを最大5つまで記載すること。

なお、実績は、過去5年以内に元請として受託したものとし、該当する実績が無い場合は「実績なし」と記載すること。

- ・自治体の成人式企画運営業務
- ・官公庁主催の式典又はイベントの企画運営業務（対象1,000人以上）
- ・民間主催の式典又はイベントの企画運営業務（対象1,000人以上）

イ) 業務の実績を証するものとして、以下を各1部提出すること。

- ・契約書の写し（表面など契約者が証明できる頁）
- ・仕様書（業務内容を確認するためすべての頁）
- ・パンフレット、プログラム、写真など実施の様子がわかるもの（※提出任意）

（２）企画提案書等

- ア）企画提案書等は、仕様書その他関係資料に基づき作成すること。
（A4 サイズ指定、縦横は問わない）
- イ）印刷は、片面・両面、カラー・モノクロは問わない。
- ウ）提出部数は、指定様式及び添付資料を原本１部、写し１１部とする。なお、写し１１部については、社名等の会社が特定される記載はせず、代表者印の押印もしないこと。

８ 審査方法及び評価項目

本事業は、プロポーザル方式により、公募に応じた参加事業者から企画提案書の提出を求め、市川市が設置する選考委員会において提出書類及びプレゼンテーション内容を総合的に審査・評価し、当該事業の目的及び内容に最も適した者を受託候補者として特定する。

（１）審査方法

- ア）提出書類及び提案内容のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を勘案し、選考委員会の評価を踏まえ、候補者及び候補次席者を特定する。
- イ）参加申込書提出者が１者であっても評価を行い、候補者として適当でないと認められる場合には、候補者として特定しないことがある。

（２）プレゼンテーション

- ア）日時・場所（予定）
令和４年８月２２日（月）（参集時間及び会場は別途通知する）
- イ）プレゼンテーション
- ・提案時間は１５分以内とする。
 - ・出席者は、１提案者あたり３名程度とする。
 - ・説明は、企画提案書に沿って行うものとする。なお、提出資料以外の使用は不可とする。
- ウ）質疑応答
質疑時間は、選考委員からの質問及びその回答を含め１５分程度とする。

（３）評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	評価の視点
業務実績	・成人式又はイベント業務の実績はあるか
業務実施体制	・実施体制、人員配置は適切か
式典企画	・独創性と実現性が両立した企画であるか ・本市の特徴を活かした提案があるか

	・参加したいと思える企画内容であり、一生の記念となる式典企画であるか ・実行委員の活躍の場が設けられているか ・感染拡大防止対策を踏まえた提案であるか
専用特設サイト	・情報発信のツールとして、わかりやすいサイトであるか
企画提案書・プレゼンテーション	・開催方法、構成、企画内容、制作方法等が具体的にわかりやすく示されているか
見積書	・見積額及び各業務内容の予算配分は適切であるか

(4) 結果通知

審査の結果について、令和4年8月23日（火）に電子メールあるいは書面にて通知する。（予定）

9 失格

次のいずれかに該当する場合には失格となり、候補者及び候補次席者とし不在する場合がある。

- (1) 提出書類が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められた場合
- (5) 選考委員に不当な働きかけをした場合
- (6) 選考の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 辞退

- (1) 参加申込書提出後、本プロポーザルを辞退する時は、書面（様式7）により、事務局まで持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、事前に事務局に連絡すること。
- (2) 辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはないものとする。

11 契約

- (1) 選考により、最も優れた提案者と認められたものを候補者とし、契約の交渉を行う。
- (2) 候補者として特定されたことをもって契約締結が確定されるわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定した後に見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって契約締結となる。なお、協議の結果、提案内容がすべて仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 候補者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合は、次席者を契約の交渉、見積書の徴収の相手方とする。

- (4) 候補者特定後契約締結までの間に、候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合又は候補者が9に規定する失格に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

12 その他

- (1) プロポーザルへの参加及び提案書作成等にかかる費用は、参加申込書提出者の負担とする。
- (2) 提出受付期間以降における提出書類の差し替え及び再提出は原則として認めない。
- (3) 本業務の実施にあたっては、提出書類に記入した業務実施体制を原則として変更することはできないこととする。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、市川市から承諾を得るものとする。
- (4) 提出書類等については、返却しないものとする。
- (5) 提出書類等は、選考作業に必要な場合、複製を作成できるものとする。
- (6) 提出書類については、市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第8条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条例第8条第1項第5号の規定にもとづき、開示の対象としない。
- (7) 候補者として特定された者の提案書等については、プロポーザルの公平性、透明性及び客観性を確保する必要があると認められた場合、参加者の許可を得て公表することがある。
- (8) 選考の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けないこととする。

13 事務局

〒272-0023 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所第2庁舎4階

市川市教育委員会 生涯学習部 社会教育課

電話：047-320-3343

FAX：047-320-3344

Mail：seijinshiki@city.ichikawa.lg.jp

URL：http://www.city.ichikawa.lg.jp